

## 鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業業務委託に係る公募実施要項

### 1 趣旨

本事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第19項の規定に基づき、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員等が居宅を訪問し、家事、育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業を実施することにより、当該家庭の周囲からの孤立や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 法人格を有する団体(非営利、営利は問わない)で、令和8年1月1日現在、本市内に事業所があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市内の事業所に係る本市税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

### 3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 「2 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 期限までに所定の手続きをしなかった場合
- (4) その他不誠実な行為を行った場合

### 4 委託料

項目	委託基準単価
----	--------

訪問支援費	1時間あたり	3,300円	
交通費等	1回あたり	2,000円	
事務費・管理費	1世帯あたり	月額2,700円	
キャンセル料 (利用予定日の前営業日 午後5時までに連絡がな い場合)	1回あたり	3,300円	前日(土曜日・日曜日、祝日、12月29日 から1月3日を除く)午後5時以降にキャ ンセルの連絡があった場合
		5,300円	利用者宅を訪問したにも関わらず、不在 だった場合

※事務費・管理費については、当該月に1件以上の利用がある世帯のみ対象

※キャンセルがあった場合、交通費等の請求はできない。

※各項目、消費税及び地方消費税相当額を含む

## 5 契約に関する基本事項

### (1) 名称

鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業業務委託

### (2) 契約方法

書類審査により本市が適当と認めた委託事業者との随意契約

### (3) 契約保証金

鈴鹿市契約規則第27条に基づき、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、鈴鹿市契約規則第27条第1項各号に該当する場合は、免除とする。

### (4) 契約締結における個人情報の取り扱い

「個人情報取扱特記事項(委託)」のとおり

### (5) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (6) 履行場所

鈴鹿市内

### (7) 業務内容

「鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後の打合せで変更する可能性がある。

(8) 委託料の支払い方法

毎月の業務完了後、市の指定する手続きにより翌月清算払い

6 業務内容

(1) 実施内容は、次のとおりとする。

- ア 一般的な家庭料理の準備及び後片付け
- イ 洗濯機を使った一般的な洗濯、洗濯物干し、取り込み、畳み、アイロンがけ
- ウ 居室等の一般的な掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買い物の代行及びサポート
- オ 児童の見守り、遊び相手、宿題の見守り等
- カ 保育所等の送迎同行支援
- キ 子育て支援策の情報提供等
- ク その他日常的に行う必要がある家事・育児の支援

(2) 病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

(3) 支援は、保護者の在宅時に行う。

7 訪問支援員の要件

訪問支援員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 家事支援又は育児支援を適切に実行する能力を有する者

(2) 次のアからエまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(イに該当する者を除く。)
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)若しくは児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律の規定により刑に処せられた者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
- エ その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為を行った者

(3) 市が適当と認める研修を修了した者

## 8 公募方法

### (1) 質問の受付及び回答

- ア 受付期間 令和8年4月8日(水)から4月15日(水)17時まで(必着)
- イ 質問方法 所定の質問書(様式1)に必要事項を記載の上、事務局へ提出すること。  
なお、質問内容は、本件に係る各書類に限るものとする。
- ウ 回答日 令和8年4月17日(金)
- エ 回答方法 回答書を鈴鹿市ウェブサイトに掲載

### (2) 公募書類の提出

- ア 提出期限 令和8年4月8日(水)から4月24日(金)17時まで(必着)
- イ 提出方法 持参または郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)により事務局へ提出すること。なお、提出期限を超えて到着したものは受け取らないので留意すること。
- ウ 提出場所 鈴鹿市こども政策部こども家庭支援課家庭支援グループ(西館2階)  
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
- エ 提出書類

番号	項目	留意事項
1	企画提案書(様式2)	下記要件を具体的に記載すること。 1 事業実施内容 2 事業実施体制 3 訪問支援員の育成と研修体制 4 個人情報管理に対する対策 5 トラブル対応方法と市との連絡体制 6 業務実績 ・企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。 ・企画提案書は目次及び各ページ下部中央にページ番号(通し番号)をつけること。 ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔

		にわかりやすく記述すること。 ・その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
2	誓約書	様式3
3	鈴鹿市税の滞納がないことがわかる証明書	過去6か月以内に発行したもの
4	法人の現在事項全部証明書(写し可)	法務局で発行する法人の現在事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
5	その他企画提案書に関わる資料(任意)	会社概要書、パンフレットなど

オ 提出部数 各1部

(1) 事業者の決定

ア 決定通知 応募書類をもとに書類審査を行い、本市が適否を決定し、応募者全員に決定理由を付して文書にて通知する。

イ 審査内容 提案書の内容が、本実施要項「1 趣旨」の内容と照らし合わせて、ふさわしいかどうか。また、実施内容が本実施要項「6 業務内容」に即しているか。

ウ 留意事項 応募者がいない場合は、再度公募を行うことがある。

9 その他

- (1) 応募者は、書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2) 決定の可否にかかわらず、本事業の応募に要した費用は、全て応募者が負担すること。なお、その費用を本市に請求することはできないため、留意すること。
- (3) 審査結果による一切の損害等については、本市が責任を負わない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された書類は、無断で本業務以外の用に使用しない。
- (6) 受付した提出書類の修正、変更又は追加は認めない。
- (7) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (8) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。
- (9) 決定された事業者に、本実施要項に記載する事項について重大な違反行為があったと認める

時は、本市は決定を取り消すことができる。

10 問い合わせ及び提出先(担当部署)

鈴鹿市こども政策部こども家庭支援課 家庭支援グループ(担当 大岸・村田)

Eメール [kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp](mailto:kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp)

住 所 〒513-8701三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電 話 059-382-9140

FAX 059-382-9142

対応時間:8時30分～17時15分まで(土日祝日を除く)